

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年10月30日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	試料採取系海水熱交換器建屋内試料採取ラックにおいて、6箇所(廃棄物処理補機冷却系、残留熱除去機器冷却系(A)・(B)、原子炉補機冷却系第2中間ループ、非常用ディーゼル発電設備冷却系(A)・(B))のアクリルカバーに破損が認められたため、当該アクリルカバーを交換。	GⅢ	
2	2号機	漏えい検出系原子炉冷却材浄化系計器点検において、点検期限を点検計画に基づき平成29年10月としていたが、電源装置の故障により点検工程の変更が必要となったことから、マニュアルに従い、検討評価し点検期限を延長。	GⅢ	
3	2号機	非常用ディーゼル発電設備(A)機関シリンダー給気弁(No. 11)において、弁体シート部の母材と盛金境界部に腐食による傷のようなものが認められたため、当該弁を交換。	GⅢ	